

## 宜野湾市子育て世帯訪問支援事業業務委託（単価契約）受託者募集要領

### 1. 目的

この要領により、宜野湾市子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）業務委託（単価契約）受託者を募集する。なお、受託者は一者に限定しない。

### 2. 業務の概要

#### （1）業務内容等

業務の内容については、宜野湾市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）、宜野湾市子育て世帯訪問支援事業業務委託（単価契約）仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおりとする。

#### （2）業務の実施

業務の実施にあたっては、要綱及び仕様書を遵守するものとする。

#### （3）業務の実施区域

宜野湾市全域

#### （4）契約有効期間

契約日から令和9年9月30日まで。なお、本業務は令和7年10月1日に開始する。

#### （5）委託料

委託料は要綱別表のとおりとする。なお、当該業務委託は単価契約となるため、契約しても契約期間内に必ず業務提供の機会があることを約束するものではない。また、本事業は第二種社会福祉事業に該当するため、消費税及び地方消費税は非課税とする。

#### （6）予定数量

令和7年度最大390回、令和8年度最大780回、令和9年度最大390回。ただし、予算等により回数の増減はありうる。

### 3. 受託者の資格要件

応募できる者は、（1）から（3）までのいずれかの要件を満たし、かつ、（4）から（9）までのすべての要件を満たす事業者とする。

#### （1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123

号第29条第1項に規定する「指定障害福祉サービス事業者」であり、同法第5条第2項に規定する「居宅介護」を行う事業者。

#### （2）過去3年間に自治体等で児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に規

定する養育支援訪問事業の事業実績がある事業者。

- (3) 家事支援及び育児支援の事業実績があり、契約日時点で1年以上の事業実績がある事業者。
- (4) 沖縄県内に活動拠点がある事業者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない事業者。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別精算開始の申立てがなされていない事業者。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産手続き開始の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされていない事業者。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続き開始の申立てを含む。）がなされていない事業者。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない事業者。

#### 4. 提出書類

- (1) 宜野湾市子育て世帯訪問支援事業受託申請書（様式1）
- (2) 事業者の概要（様式2、事業者によっては様式3もしくは様式4）
- (3) 事業の実施体制（様式5）

#### 5. 審査及び契約締結

市は提出された書類に基づき、事業者を審査し、必要に応じてヒアリング又は実地調査を行う。審査結果については書面で通知し、別途、市と事業者で委託契約を締結する。

#### 6. 申請書等の提出方法

##### (1) 提出期間

平日午前8時30分から午後5時まで随時受付。

##### (2) 提出先

〒901-2710

沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市こども部 こども家庭課 児童家庭係（宜野湾市役所2階大ホール）

(3) 提出方法

原則、持参により提出すること。

(4) 問合せ先

宜野湾市こども部 こども家庭課 児童家庭係

電話：098-893-4643

E-mail：Fukusi10@city.ginowan.okinawa.jp

(メールで問い合わせする場合、標題に「子育て世帯訪問支援事業の募集について」と明記すること。)

7. その他

- (1) 提出書類は審査結果にかかわらず返却しない。なお、不契約になった場合においても市で定めた保存期間終了後、市の責任において全て処分するものとし、本件以外に使用しない。
- (2) 提出書類の作成等、申請に要する費用は、すべて申請事業者の負担とする。